（金融機関）

第三条　法第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（外国において支店その他の営業所を設置しているものに限る。）

二　外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

三　外国の政府、政府機関又は地方公共団体が主たる出資者となっている金融機関（前号に掲げるものを除く。）

四　農林中央金庫

五　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二百十一号）第五条第二項において準用する同令第二条第一項及び第三条第七項の規定に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣　根本　匠

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第一項」の下に「（経過措置政令第五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（経過措置政令第五条第二項において準用する経過措置政令第三条第七項に規定する厚生労働省令で定める期日）

第四条　経過措置政令第五条第二項において準用する経過措置政令第三条第七項に規定する厚生労働省令で定める期日は、経過措置政令第五条第二項において準用する経過措置政令第二条第一項の通知を受けた日の属する年の三月十五日とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十六号中「第一条第一項」の下に「及び第五条第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第三条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「第一条第一項」の下に「及び第五条第一項」を加え、「求め及び」を「求め並びに」に改める。

第九条第十八号中「第三条第一項」の下に「（経過措置政令第五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

○厚生労働省令第百二十七号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣　根本　匠

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　平成三十年七月五日において次に掲げる区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して平成三十年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「平成三十一年一月三十一日」とする。 一　岡山県のうち岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町 二　広島県のうち広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び安芸郡坂町 三　山口県のうち岩国市周東町 四　愛媛県のうち宇和島市、大洲市及び西予市	**附　則** 1　（略） 2　平成二十八年四月十四日において熊本県の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において熊本県の区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して平成二十八年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「平成二十九年一月三十一日」とする。 （新設） （新設） （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。